

「令和8年度フランス・パリにおける観光プロモーション業務」 企画提案公募実施要領

下記のとおり、「令和8年度フランス・パリにおける観光プロモーション」に関する委託業務の企画提案書を募集します。応募される方は、以下の事項に留意のうえ応募してください。

1 目的

県では、ターゲット国・地域ごとに戦略的なプロモーションを行い誘客することで、旅行消費額の拡大を図っており、欧米豪市場においては、米国・英国・仏国・豪州をターゲットに事業を実施している。

本業務では、仏国を対象とした観光プロモーションとして、仏国政府関係者や世界的に著名なシェフ、海外メディア等が参加する「ラ・リスト」主催イベントにおいて、本県の「食」と「伝統工芸」の魅力をPRし、認知度向上および誘客促進を図る。

さらに、現地旅行会社やメディアを対象とした観光セミナーを開催し、本県の認知度向上、現地旅行会社等との関係構築を図り、今後の仏国からの誘客に繋げることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 業 務 名 令和8年フランス・パリにおける観光プロモーション業務委託
- (2) 実 施 主 体 福岡県
- (3) 業 務 内 容 別添「企画提案公募仕様書」のとおり
- (4) 委 託 期 間 契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで
- (5) 委託上限額 21,700 千円（消費税及び地方消費税含む）
- (6) 成 果 物

①業務報告書

電子媒体：Word、Excel、PowerPoint において編集可能ないずれかのファイル形式及び PDF 形式の両方 1 部

②制作物

本業務の遂行にあたり制作物があれば提出すること。なお、本業務により得られた成果物及びその著作権は全て福岡県にあるものとする。

3 企画提案で求める内容（詳細については、別紙「仕様書」を参照すること）

下記の項目について提案を行うこと。提案にあたっては、具体的根拠や理由を明確にしたうえで、説得性の高い提案書となるよう留意すること。

- (1) ラ・リスト主催イベントへのPRブース出展（仕様書3（1）関連）
 - ・ 出展テーマ及び実施内容について、福岡県の食及び伝統工芸の魅力を最大限PRできる、効果的な企画を提案すること。
- (2) 福岡県観光セミナー・交流会の開催（仕様書3（2）関連）
 - ・ 観光セミナー・交流会の実施内容について、福岡県の認知度向上及び現地旅行会社等との関係構築のため、効果的な企画を提案すること。
 - ・ 観光誘客拠点（レップ）との具体的な連携策について、提案すること。
- (3) その他提案事項（仕様書3（3）関連）
 - ・ (1)(2)の実施に当たり、両事業間で連携することで、事業目的の達成に効果的・効率的な企画があれば提案すること。

- ・また、事業目的の達成に向けて、その他に効果的と思われる企画があれば提案すること。
- (4) 本事業で期待される成果および KPI について（仕様書 3（4）関連）
 - ・本事業を通して期待される効果について、記載すること。また、定量的に示すことが可能なものは、数値を用いて示すこと。
- (5) 会社概要
 - ・会社概要、責任者・担当者の役職・氏名および連絡先（電話、メールアドレス等）について記載すること。
 - ・結果通知についてはメールにより通知するため、必ず担当者のメールアドレスを記載しておくこと。
- (6) 事業体制
 - ・本事業への取り組み体制（人員・経験等）について、明確に説明すること。
 - ・海外事務所等のネットワークを有している場合は、その概要等について具体的かつ詳細に説明すること。
 - ・業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、企画提案書に再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲等について記載すること。
- (7) 業務スケジュール
 - ・本事業への取り組みに関する事業工程、事業フローについて、図表等を用いてわかりやすく明示すること。
- (8) 類似事業の受託実績
 - ・過去に受託した類似事業の実績や成果について示すこと。
- (9) 見積書
 - ・見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。ただし、非課税取引に該当するものがある場合は、明示すること。

4 参加要件

- (1) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (2) 次のアからカのいずれにも該当しないこと。なお、提案書提出後、契約までの間にアからカのいずれかに該当する事実が判明した時は契約できない場合がある。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）
 - イ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 28 年 3 月 28 日 27 総セ第 25173 号）に基づく指名停止期間中である者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者
 - エ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - オ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - カ 福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 契約時に契約保証金又はこれに代わる担保の納付又は提供が確実にできること
 - ア 契約保証金（又は担保）…契約金額の 100 分の 10 以上

- イ 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は契約保証金を免除する
 - ウ 福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり、過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合は、契約保証金を免除する
- （4）共同体で参加する場合は、下記の要件を全て満たすこと
- ア 上記要件（2）については、共同体の構成員全員が満たしていること
 - イ 上記要件（3）については、共同体の構成員のうち少なくとも1団体以上が満たしていること
 - ウ 必ず代表団体を定めること
 - エ 各構成員は、本募集への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと

5 質問受付及び回答

質問は、令和8年9月30日（水）12時までに、様式第1号「質問書」を、下記13「連絡先および書類の提出先について」に記載する宛先に電子メールで送信すること。メールの件名は「【質問】令和8年度フランス・パリにおける観光プロモーション業務」とし、本文中に質問者の連絡先について記載すること。

また、質問及び回答は、令和8年10月2日（金）までに、この公募実施要領を掲載したホームページに掲載する。

なお、他応募者からの提案書提出状況に関すること、本県が受け付けない項目と判断したものについては、回答しない。

6 企画公募の日程、提出書類、提出先について

（1）日程

- ①公募開始及び質問受付開始
令和8年9月25日（金）
- ②質問受付期限
令和8年9月30日（水）12時まで
- ③質問に対する回答期限
令和8年10月2日（金）
- ④企画提案書の提出期限
令和8年10月9日（金）12時まで
- ⑤書面審査結果の通知
令和8年10月14日（水）予定 ※担当者へメールにて通知
- ⑧契約の締結
令和8年10月中旬

（2）企画提案書の提出内容

- ①企画提案書・・・A4判（タテ・ヨコは任意）7部
- ②見積書（項目ごとに積算）・・・A4判（タテ・ヨコは任意）7部
- ③上記①・②のPDFデータ

※見積書の各項目については税抜価格で記載し、消費税は最後に加算すること。ただし、非課税取引に該当するものがある場合は、明示すること。

（3）企画提案書の提出方法

上記6（2）①・②「企画提案書」「見積書」については、下記13「連絡先および書類の提出先について」に記載する住所に郵送または持参すること（提出期限までの必着

とする)。

また、上記 6 (2) ③「上記①・②の PDF データ」については、下記 13「連絡先および書類の提出先について」に記載するアドレスにメールにて提出すること。(8MG を超えるデータについては、大容量転送サービス等で送付すること)

※日本国外から当該企画提案公募に参加される場合、郵送または持参での提出に限らず、電子メールでの提出も受け付ける。

7 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。
- (2) 提案書の作成に要した費用、その他参加に要した費用については企画提案事業者の負担とする。
- (3) 本要領に示した公募参加の資格がない者、提出書類に虚偽の記載をした者の提出した提案書は無効とする。
- (4) 提出された提案書等は、理由の如何を問わず返却しない。

8 選定委員会について

本企画提案公募の審査は、選定委員会により行うこととし、本委員会の事務局は、福岡県商工部観光局観光振興課に設置する。

- (1) 審査の過程で、メールや電話等でヒアリングを行い、追加資料を求める場合がある。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者（共同企業体による提出の場合はその代表者）に対し電子メールにて速やかに通知する。なお、審査内容については公表しない。
- (3) 契約前に詳細協議を行い、提案企画の一部を変更する場合がある。
- (4) 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は、次順位以降の者を繰り上げて協議の上契約する。
- (5) 企画提案を採用した場合においても、協議して進めていくものとし、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

9 書面審査について

選定委員会において、書面審査を行い、高い評価点を得た提案事業者を委託候補事業者として選定する。

10 審査基準

- ・審査は、下表に示す評価項目により採点する。
- ・書面審査により、合計点数が最も高い提案事業者を委託候補事業者とする。
合計点数が同点となった場合は、選定委員会の協議により選定する。
満点の 6 割を最低基準点とし、合計点数がこれに満たない場合は、選定しない。
- ・提案参加事業者が 1 事業者の場合においても書面審査を行い、最低基準点を超えた場合、委託候補事業者として選定する。

(評価項目表)

審査項目		MAX 配点
(1) 事業目的の理解度 フランス市場における本県の認知度や誘客状況、現地の世情・トレンド、およびインバウンド向けプロモーションに関する豊富な知識と経験を持ち、本事業の目的・内容について十分理解した具体的な提案内容となっている。		10点
(2) 提案内容の優良性		
①ラ・リスト主催イベントへのPRブース出展	ブース企画内容が本県の食や伝統工芸の魅力を十分に伝えられる内容となっている。	15点
	ブースの円滑な運営に十分な通訳及びスタッフが配置されている。	10点
②福岡県観光セミナー・交流会の開催	本県の魅力をPRし、認知度向上を図る「観光セミナー」と、現地旅行会社等との関係構築、旅行商品の造成・販売を促進する「交流会」の双方が、具体的かつ実効性の高い内容となっている。	15点
	観光誘客拠点（レップ）の事業者との連携策について、具体的かつ効果的な内容となっている。	10点
③独自提案	ラ・リスト主催イベントでのPRブース出展と観光セミナー・交流会の開催に当たり、両事業間で連携した効果的・効率的な企画や、その他事業目的の達成に向けた効果的な企画が、本県の魅力PRや現地関係者との関係構築に繋がる具体的かつ実効性の高い内容となっている。	15点
④本事業を通して期待される成果およびKPIについて	・提案された内容により、高い事業成果が期待できる。 ・KPI達成の蓋然性がある。	10点
(3) 業務遂行の確実性		
①会社概要 事業体制	適切な業務体制及び人員確保がなされており、円滑かつ安定的に業務遂行できる体制と判断できる。	5点
③類似事業の 受託実績	類似事業の実績が豊富であり、高い知見・ノウハウを持つと判断できる。	5点
(4) 見積もりの妥当性 業務内容に見合った適切な経費、またそれ以上の効果が期待できる。		5点
合計（100点満点）		100点

11 委託契約について

- (1) 選定委員会で選定された事業者を委託候補事業者として、契約協議を行う。
なお、委託契約締結に係る費用は受託者の負担とする。
- (2) 委託契約にあたっては、提案内容を基に両者協議の上、最終の仕様を決定する。
- (3) 委託契約にあたっては、「当初委託契約額（消費税込）」の100分の10以上の金額を契約保証金として、県に納めることとする。

なお、この契約保証金は契約が支障なく履行されたときは、委託契約期間終了時に全額返還する。

また、地方自治体を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結された場合や、福岡県競争入札参加資格者名簿登録事業者であり過去2年以内に地方公共団体と同種及び同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免される場合がある。

12 連絡先および書類の提出先について

「5 質問受付および回答」および「6（2）③企画提案書・見積書のPDFデータ」については、下記担当者あてに電子メールを送付すること。

＜住所＞ 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7
 ＜担当＞ 大坪
 ＜電話＞ 092-643-3457
 ＜メールアドレス＞ kanshin@pref.fukuoka.lg.jp